令和７年度第２回佐賀市立図書館協議会

令和８年３月１９日(木)　１４：００～

佐賀市立図書館本館　多目的ホール

会　次　第

１．館長挨拶

２．委員紹介・職員紹介

３．協議会

（１）会長・副会長選出

（２）会長挨拶

（３）議事

① 「第３次佐賀市立図書館サービス計画」の一部改訂について

② 令和８年度佐賀市立図書館事業計画について

③ 図書館本館大規模改修事業について

佐賀市立図書館協議会委員名簿

（任　期）令和７年１２月１日～令和９年１１月３０日

No.	種　別		氏　名	備　考
1	委員	推薦	白根（しらね）　恵子（けいこ）	佐賀女子短期大学　名誉教授
2	委員	推薦	横山（よこやま）　千晴（ちはる）	佐賀市立三瀬中学校　校長
3	委員	推薦	荒木（あらき）　健（けん）	佐賀市 PTA 協議会
4	委員	推薦	太田（おおた）　昌子（まさこ）	図書館を友とする会・さが
5	委員	推薦	原田（はらだ）　隆博（たかひろ）	佐賀新聞社
6	委員	一般公募	梅﨑（うめざき）　義高（よしたか）	
7	委員	一般公募	黒木（くろき）　由美（ゆみ）	
8	委員	一般公募	西郡（にしごおり）　幸子（ゆきこ）	

図書館協議会関係法令

『図書館法』（抄）

（図書館協議会）

第１４条　公立図書館に図書館協議会を置くことができる。

２　図書館協議会は、図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関とする。

第１５条　図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会(特定図書館に置く図書館協議会の委員にあっては、当該地方公共団体の長)が任命する。

第１６条　図書館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他図書館協議会に関し必要な事項については、当該図書館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

『佐賀市立図書館条例』（抄）

(図書館協議会)

第9条　法第１４条の規定に基づき，図書館に佐賀市立図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

２　協議会は，１５人以内の委員をもって組織する。

３　委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、及び学識経験のある者並びに公募した者の中から、教育委員会が任命する。

４　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

５ 委員は，再任されることができる。

『佐賀市立図書館条例施行規則』（抄）

(図書館協議会)

第１６条　条例第９条に規定する佐賀市立図書館協議会(以下「協議会」という。)に会長及び副会長各１人を置き，委員の互選により定める。

２　会長は，会務を総理し，協議会を代表する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。
（平１２教委規則７・旧第１５条繰下）

(会議)

第１７条　協議会の会議は，会長が招集し，その議長となる。

２　協議会は，委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　協議会の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，会長の決するところによる。
（平１２教委規則７・旧第１６条繰下）

(庶務)

第１８条　協議会の庶務は，図書館において処理する。（平１２教委規則７・旧第１７条繰下）